

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成19年度 第5回会議
開催日時	平成19年12月21日（金曜日） 午前11時から午後12時00分まで
開催場所	保谷庁舎 4階 理事者室
出席者	米田会長 宮本委員 竹之中委員 事務局：尾崎企画部長 飯島企画政策課長 金子企画部主幹 岡本主査 森谷主査、名古屋教育部長、波方社会教育課長、石崎社会教育係長、桜井 ごみ減量推進課長
議題	1 学校施設（保谷中学校体育館）の使用料について 2 その他
会議資料の 名称	資料1 学校施設（保谷中学校体育館）使用料について 資料2 使用料原価計算書 資料3 使用料原価計算書 資料4 近隣市の体育館使用料について 資料5 図面
記録方法	☐ 全文記録 ☐ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☒ 会議内容の要点記録
会議内容	
発言者名： 発言内容 ○議題1 学校施設（保谷中学校体育館）の使用料について（諮問） 事務局：都市計画道路3・2・6号線の用地買収に伴い、保谷中学校の体育館が建替えの対象となったことから、体育室及び多目的室の使用料の設定についてお願いしたい。学校施設の有料化にあたっては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を踏まえ、社会教育関係に関する諮問機関である社会教育委員の会議で社会教育施設等のあり方の提言をいただき、それに基づき施設の有料化を進めてきた。平成16年はけやき小学校、平成18年は青嵐中学校を有料化した。保谷中学校の体育館も同様の考え方で諮問する。適正価格決定の基本的ルールに沿って原価計算を行い、受益者負担の割合は、選択的、非市場的なサービスに分類されるため、概ね5割と設定した。使用料の設定については、受益者負担のあり方等を踏まえ先に行ったけやき小学校や青嵐中学校、近隣自治体の状況を考慮し、体育室は500円、多目的室は100円と設定した。 委員：500円と100円にする根拠が原価計算からは説明がつかない。今までのけやき小学校と青嵐中学校の均衡を重視してこの金額に決定するということか。 事務局：基本的にはそのような考え方である。資料2で、体育室の金額は937円、多目的室は132円となり、50%負担と考えている。選択的、非市場的の区分2では、30～70%となるので、公費負担を50%とし、937円のところ500円の設定で基準どおりの額ということになる。	

委員：都の財源はどのような内容か。

事務局：都市計画道路予定地として買収されたことによるもので、面積は2,915平方メートル、歳入は、用地756,002,732円、補償費464,798,297円である。都市計画道路が通ることから、体育館の建替えとともに、校舎の空調や交通量が増えるため窓ガラスの防音などの施設整備も行った。空調設備で約5,500万円、仮体育館のリース料約8,200万円など、東京都からの歳入は保谷中学校の施設整備にあてる形となっている。

委員：補償の内訳は。

事務局：建物移転補償費、工作物移転補償費、立ち木移転補償費、動産移転補償費、仮体育館建設工事補償費、移転雑費補償料の6項目に分かれている。

委員：市の財源を使わずに行ったということになるのか。

事務局：都市計画道路用地にかかったことから、公有財産である校庭の売却し、建替えを行ったというところはある。

委員：小中学校の国基準があると思うが。

事務局：国の補助の関係から、学級数によって決まっているが、詳細について確認する。

委員：影響があるのはやはり騒音ということになるのか。

事務局：36メートル道路といっても、10メートルの緩衝地帯がある。空調設備や窓ガラスを防音にするなど、実際の道路としての使用をみなければわからないが、一定程度配慮した。

委員：振動はどうか。

事務局：若干校舎は西よりに建っており、また10メートルの緩衝帯もあることから、振動についてはそれほど影響はないと予測している。ただ、多目的室の西側は住宅地であり、近隣住民から時間の制限の要望が出ており、多目的室とはいいいながらある程度制約した中で開放することになる。開放時間は午前8時から午後9時までだが、学校の利用に支障の無い範囲での開放が大前提であり、基本的には午後7時から9時までになるかと考えている。

委員：市外の利用者の場合、使用料はどうなるのか。

事務局：体育館は1,000円、多目的室は600円となる。規定の条例の定めがあるので、次回資料をお出ししたい。

○議題2 その他

事務局：エコプラザ西東京の答申をいただき、12月議会に諮ったので、その状況について報告する。12月11日の建設環境委員会で議会より修正案が出された。その内容だが、登録団体が多目的室の実習室を利用する場合、午前・午後・夜間で合計3,300円となる。ところが今回提示した内容は、区分の間の1時間も加味しながら金額を設定したことから、全日は3,900円とした。議会から出た意見は、全日の方が本来3区分を合計したものより割り引くのが一般的ではないかというもので、それに基づく修正案である。結果として、多目的室の実習室を利用する場合、それぞれ各区分を合計したもの、登録団体でいえば、午前900円、午後1,200円、夜間1,200円の合計3,300円となるが、さらに1割程度割り引くということで、修正案では3,000円になっている。同じような考え方で、登録団体についてはそれぞれ合計した金額の概ね1割引きとなり、実習室を利用しない場合、合計金額は3,000円となるが、それが2,700円。講座室は合計で850円になるがそれが800円という形で今回修正案が出されている。登録団体以外のところについては、10%割り引くという考え方はない。それぞれ午前、午後、夜間の3区分を合計した金額となっている。あとは特に修正等はない。全日区分の考え方のところだけが修正された。区分ごとの金額は変わらないが、全日の利用だけ割り引きとなった。市民会館、コール田無の使い方に合わせた考え方ということである。ホール等とエコプラザとは利用方法等も違うため、そのあたりも説明したが、市民会館、コ

ール田無と同一の考え方でいくのが望ましいのではないかとということでこのような修正になっている。

次回の日程は、事務局が後日調整し決定する。